

判決年月日	平成17年7月6日	担当部	知的財産高等裁判所 第3部
事件番号	平成17年(行ケ)10252号		

○「P E E K」の欧文字を横書きしてなり、指定商品を第1類「粉状・泥状・粒状・液状・分散状プラスチック、その他の原料プラスチック」とする登録商標につき、当該商標は原料プラスチックに属するケトン系樹脂の1種を示す普通名称であるポリエーテルエーテルケトン（polyether ether ketone）の略称として取引者・需要者の間に広く認識され、かつ、使用されていたものであり、また、当該商標をポリエーテルエーテルケトン以外の商品に使用するときは、商品の品質について誤認を生じさせるおそれがあるから、商標法3条1項1号、4条1項16号に違反して登録されたものであるとして、その登録を無効とする審決が維持された事例
--

（関連条文）商標法3条1項1号、4条1項16号

Xは、「P E E K」の欧文字を横書きして成り、指定商品を第1類「粉状・泥状・粒状・液状・分散状プラスチック、その他の原料プラスチック」とする登録商標（以下「本件商標」という。）の商標権者である。Yが本件商標につき無効審判を請求したところ、特許庁は、本件商標は、遅くともその登録査定時（平成10年10月2日）において、当該業界で樹脂のひとつである「ポリエーテルエーテルケトン」（polyether ether ketone）の普通名称の略称を表すものとして取引者・需要者の間に広く認識され、かつ、使用されていたものであり、また、本件商標をポリエーテルエーテルケトン以外の商品に使用するとき、商品の品質について誤認を生じさせるおそれがあるから、商標法3条1項1号、4条1項16号に違反して登録されたものであるとして、本件商標の登録を無効とする審決をした。

そこで、Xは、審決の取消訴訟を提起し、ポリエーテルエーテルケトンは平成10年9月まで特許権により保護され、Xの前身であるI C I社ないしXが独占的にポリエーテルエーテルケトンの製造販売を行ってきたものであるから、「P E E K」はXの製造販売に係るポリエーテルエーテルケトン樹脂の商品名として取引者・需要者の間で認識されていたなどと主張して、審決の判断を争った。

本判決は、「ポリエーテルエーテルケトンが特許権の対象であってI C I社ないしXのみが製造販売を行っていたという事情があるとしても、そのことをもって、『P E E K』がXの商品を示す名称として取引者・需要者の間で認識されていたと直ちに認めることはできない。……従来からプラスチック業界では、合成樹脂について、これを構成する単位化合物の名称を連結した本来の合成樹脂名に代えて、単位化合物の英文名称の頭文字を組み合わせた略称を用いることが一般的に行われていたところ、これをポリエーテルエー

テルケトン (polyether ether ketone) に当てはめると『P E E K』となるのであって、プラスチック業界に何らかの関係を有する者がケトン系樹脂の 1 種を示す普通名称である『polyether ether ketone』（ポリエーテルエーテルケトン）の語を見た場合には、その略称として最初に想起する語が『P E E K』であるといえることができる。そうすると、仮に、『P E E K』の語を最初に用いたのが I C I 社であり、ポリエーテルエーテルケトンを I C I 社ないし X のみが製造販売していたとしても、『P E E K』の語が具体的な商品を離れて、ケトン系樹脂の 1 種であるポリエーテルエーテルケトンの略称としてエンジニアリングプラスチック関係者全般の間で広く用いられるのはごく自然なことであり、現にそのように使用されていたことは前記のとおりである。また、一般に、商取引において、商品の出所については、商品の包装等に販売者、販売元等として会社名を記載することによって表示することとし、商品の名称としては当該商品を示す普通名称をそのまま用いるという例も少なくないことに照らせば、X の商品に付された『P E E K』の表示を見た者が当該表示をもって、その内容である物質の名称の略称と理解することは十分あり得ることである（プラスチック業界において、『P E T』『P V C』『P E S』等の語が樹脂の普通名称の略称であることを知る者であれば、そのように理解することがむしろ自然である。）。現に、前記(1)において認定したように、I C I 社ないし X の製造又は販売に係る商品を示す場合に『V I C T R E X』、『ビクトレックス』、『“ V I C T R E X ” P E E K』又は『ビクトレックス P E E K』の名称を用いている文献が少なくないのであって……このことから、むしろ X の商品を示す名称としては『P E E K』の語では足りず、『V I C T R E X』又は『ビクトレックス』の語を付することが必要な状況にあったと認められるべきものである。」などと判示して、審決の判断を是認し、X の請求を棄却した。